

掲示文兼入札説明書（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「令和3年度首都圏郊外エリア土地区画整理事業に係る街区確定測量等業務」に係る手続き開始の指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 手続き開始の掲示日 令和3年12月9日(木)

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 村上 卓也
東京都新宿区西新宿6-5-1

3 業務概要

(1) 業務名

令和3年度首都圏郊外エリア土地区画整理事業に係る街区確定測量等業務

(2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

本業務は、首都圏郊外エリア土地区画整理事業の事業計画及び換地設計の作成を目的とした業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。

- ① 確定測量（街区確定（計算）、準拠点測量）業務
- ② 基準点測量業務
- ③ 境界測量

(3) 業務の詳細な説明

「令和3年度首都圏郊外エリア土地区画整理事業に係る街区確定測量等業務 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

仕様書については、本業務の競争参加希望者に対し、令和3年12月9日(木)から同年12月24日(金)までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）、以下の場所で交付することとする。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙1 機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

〒163-1315東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業推進部事業推進第2課 電話03-5323-0543（担当：松田）

(4) 成果品

仕様書のとおりに

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月15日まで

(6) 履行場所

仕様書のとおりに

(7) 入札方法

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ること

により紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<https://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：6(1)①の参加表明書の提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

提出部数：2部（1部押印し返却します）

4 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

① 参加表明者

次に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構東日本地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

ハ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。

ホ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県内のいずれかに営業拠点等（技術者が1名以上常駐する本・支店、又は営業所等の拠点をいう。）を有する者であること。なお、技術者とは下記②イロに掲げる者をいう。

ヘ 平成23年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績（下請けによる業務の実績を含まない。）を有すること。

A業務： 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人都市再生機構において発注された土地区画整理事業に係る測量業務

B業務： 上記のA業務に規定された発注機関以外の機関が発注した土地区画整理事業に係る測量業務

② 配置予定現場代理人

次に掲げる基準を満たす現場代理人を当該業務に配置できること。

イ 平成23年度以降に経験した、上記①へに掲げる業務（A業務又はB業務）の経験（下請、出向又は派遣による業務の実績を含まない。）を有する者であること。

ロ 下記のいずれかの資格を有し登録を行なっている者であること。

・測量法（昭和24年法律第188号）第49条第1項に規定する測量士

なお、以下の資格を有している場合は加点する（評価基準参照）

・土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第117条の3に規定する技術検定の合格者として、合格証明書の交付を受けた者（土地区画整理士）

ハ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者であること。

③ 上記①から②に定める者の他、揭示文兼入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

(2) 入札参加者を選定するための基準

選定に係る評価基準は上記4 (1) に定める要件を満たしていることを前提とし、以下の【入札参加者を選定するための評価基準】のとおりとし、評価点の合計が高いものから原則10者を選定する。また、評価点の合計が一番高いものが同点で10者以上の場合は、当該者全てを選定するものとする。評価点の合計が高いものから選定して同点により10者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

参加表明者が10者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が10者に満たない場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

【入札参加者を選定するための評価基準】

参加表明書の評価項目、判断基準、ならびに評価のウエイトは以下のとおりとする。

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト
	資格要件	判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件	技術部門登録 (別記様式2) 当機構東日本地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けていること。また、本業務の入札に参加する者は、開札日までに当機構東日本地区における令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「測量」に係る競争参加資格の認定を受けていること。	数値化しない
	迅速性	営業拠点等 (別記様式3) 営業拠点等の所在地を下記の順位で評価する。 ① 神奈川県内に営業拠点等(注：技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう)を有する。 ② 上記以外の東京都・千葉県・埼玉県に営業拠点等を有する。	① 10点 ② 5点
	専門技術力	成果の確実性 (別記様式4) 平成23年度以降に完了した業務（下請による業務の実績を含まない。）を下記の順位で評価する。 ①A業務の実績が2件ある。 ②A業務の実績がある。 ③B業務の実績がある。 ※ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務があった場合は①、②に該当する実績があったとしても実績として認めない。 ※なお、A業務又はB業務の実績が無い場合は欠格とする。	① 15点 ② 10点 ③ 5点

			<p>※業務の定義は4（1）①を参照</p> <p>※記載する業務はA業務、B業務それぞれ2件までとし、1枚につき1件記載する。</p>	
配置予定現場代理人の経験及び能力	資格要件	技術者資格	<p>(別記様式5)</p> <p>①下記の全ての資格を有し登録を行っている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量士 ・土地区画整理士 <p>②下記の資格を有し登録を行っている者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量士 <p>なお、上記①②に記載するいずれかの資格を有すると認められない場合は選定しない。</p>	<p>① 10点</p> <p>② 5点</p>
		業務実績	<p>(別記様式5)</p> <p>平成23年度以降に経験した業務を下記の順位で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① A業務の実績が2件ある。 ② A業務の実績がある。 ③ B業務の実績がある。 <p>※なお、A業務又はB業務の実績が無い場合は欠格とする。</p> <p>記載する業務はA業務、B業務それぞれ2件までとし、1枚につき1件記載する。</p>	<p>① 15点</p> <p>② 10点</p> <p>③ 5点</p>
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(別記様式6-1) (別記様式6-2)</p> <p>下記の項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請負等の内容が主たる業務である場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。 	—	
評価点 合計				50

(3) 積算基準

希望者は、本業務に係る積算基準の閲覧をすることができる。

- ① 閲覧期間：令和3年12月9日（木）から令和3年12月24日（金）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）
- ② 閲覧場所：下記5（2）に同じ
- ③ 閲覧方法：不正競争防止の観点から、あらかじめ電話連絡の上、日時を決めるものとし、連絡なしで直接訪問された場合は、後日改めての日時の閲覧とする場合がある。

5 担当支社等

- (1) 令和3・4年度の競争参加資格並びに入札及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話03-5323-0470

(2) 参加表明書に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部事業推進第2課 (担当：松田)
電話03-5323-0543

6 参加表明書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。本部長は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

上記4(1)①ロの認定を受けていない者も次に従い参加表明書を提出することができる。この場合において、上記4(1)①イ、ハ、ニ、ホ、へ、4(1)②及び③に掲げる事項を満たしているときは、令和3年12月20日(月)までに「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)」(以下、申請書とする。)を上記5(1)に提出することを条件として指名する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに上記4(1)①ロに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書が提出場所に到達しなかった場合は指名されない。また、指名されなかった場合には、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和3年12月9日(木)から12月24日(金)までの
土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
(ただし、正午から午後1時の間は除く)。

② 提出場所：5(2)に同じ。

③ 提出方法：参加表明書は、「別記様式1『参加表明書』をPDF形式又は画像ファイル(JPEG又はGIF形式)にして添付し、電子入札システムにて送信すること。(添付するのは「別記様式1」のみとする。)あわせて、別記様式1(原本)を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。(電送によるものは受け付けない。)

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参又は郵送が必要となります。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。

(電送によるものは受け付けない。)

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

(2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式7までにより作成すること。

(3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

① 登録状況及び一般競争参加資格

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)その他の登録規程に基づく登録状況について、別記様式2に記載すること。

② 業務拠点の所在

業務拠点の所在地等を別記様式3に記載すること。

③ 企業の経験及び能力

平成23年度以降に完了した、A業務又はB業務の実績について別記様式5に記載すること。

④ 配置予定現場代理人の資格又は経験、業務の実績

配置予定現場代理人について、別記様式5に記載すること。記載する業務の実績の件数は2件までとする。掲示文兼入札説明書4(1)①に該当する業務の経験に限り記載すること。併せて保有資格を証する書類及び雇用関係を証する書類の写し(コピー等)を添付すること。

⑤ 契約書(仕様書を含む)の写し

上記③及び④のA業務又はB業務の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

⑥ 業務実施体制

業務実施体制について、別記様式6-1、別記様式6-2に記載すること。

⑦ 保有する技術職員の状況

保有する技術職員の状況について、別記様式7に記載すること。

(4) その他

① 提出部数は1部とする。

② 提出する参加表明書は、A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、背表紙の下部に企業名のみを記載すること。

また、表紙の下部には、企業名と併せて、担当部署、担当者名及び電話番号を記載するものとする。

③ 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

④ 提出された参加表明書は、返却しない。

⑤ 本部長は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑥ 受領期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。

⑦ 参加表明書に関する問い合わせ先

5(2)に同じ。

(5) 指名したものに対しては、令和4年1月19日(水)に電子入札システム(承諾を得て紙入札とする場合は、書面)にて通知する。

7 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システム(承諾を得て紙入札とする場合は、書面)にて通知する。

(2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、本部長に対して非指名理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和4年1月26日(水)午後4時

② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面(様式は自由)を5(1)へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 本部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム(書面による説明要求の場合は、書面)により回答する。

8 掲示文兼入札説明書に対する質問

(1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間：令和3年12月10日（金）から令和4年1月24日（月）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

② 提出場所：5(2)に同じ。

③ 提出方法：電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）により提出すること。

なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面を、5(2)へ持参し、又は最終日同時刻必着で郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 期 間：令和4年1月31日（月）から令和4年2月2日（水）までの毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。

② 場 所：電子入札システムにより閲覧。承諾を得て紙入札とする場合は5(2)に同じ。

9 入札の日時、場所及び方法

(1) 日時：令和4年2月3日（木）午前10時から正午まで

ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。

(2) 場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

(3) 入札方法

① 電子入札による場合

電子入札システムにより提出すること。

なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」という）を使用する場合は、事前に年間委任状3(7)の「電子入札運用基準」に様式掲載）を提出すること。

② 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は3(7)の当機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

提出は持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。

郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に業務名、入札日（入札書発送日）及び入札書在中の旨を記載すること。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。

（入札書の封筒とは別にすること。）

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 開札の日時及び場所及び方法

(1) 日時 令和4年2月4日(金) 午前10時30分

(2) 場所 上記9(2)に同じ。

(3) 開札方法: 開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。承諾を得て紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。
(電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要。)

開札の結果、落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて再度入札を行う。(紙による入札者が代理人により再度入札に参加する場合は委任状を提出すること。)

紙による入札者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。また、落札者は、測量・土質調査業務請負契約に関し、自己に代わってみずから業務を完了することを保証する他の業者を業務完了保証人として立てることにより、本部長の承認を得て契約保証金の全部の免除を受けることができる。

13 入札の無効

手続開始の掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、本部長により指名された者であっても、開札の時に指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時に4に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

14 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 手続における交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等

測量・土質調査業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、契約書案は当機構ホームページで閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>

17 支払条件

前払金30%以内、部分払6回及び完了払

18 火災保険付保の要否 否

19 関連情報を入手するための照会窓口

5(2)に同じ。

20 電子入札システムについて

- (1) 電子入札システムには、当機構ホームページ「入札・契約情報」の「電子入札」<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>ページ（以下「電子入札ページ」という。）よりアクセスできる。
- (2) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ページ「お知らせ」において公開する。
- (3) システム操作マニュアルは、電子入札ページに公開している。
- (4) 操作等及び障害発生時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等

電子入札総合ヘルプデスク TEL0570-021-777

- ・ICカードの不具合等発生時

ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。

〒163-1382

東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）

- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(6) 電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項

ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

21 その他

- (1) 入札参加者は、入札（見積）心得書（電子入札用）及び標準契約書（17に同じ）並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得を遵守すること。なお、入札（見積）心得書（電子入札用）及び電子入札運用基準については、当機構ホームページを閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/index.html>

- (2) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定現場代理人を当該業務に配置すること。また、参加表明書に記載した配置予定現場代理人は、原則として変更できない。
- ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定現場代理人であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (4) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがあり、業務成績評定点が60点未満だった場合には、一定期間、企業の業務実績として点数を与えないこと等がある。
- (5) 受注者が、参加表明書に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (6) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づき、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を上記16の契約書と併せて同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (7) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づき、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホ

ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を上記16の契約書と併せて同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(8) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」(当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照)を上記16の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

(9) 当機構が取得した文書(例:競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(10) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

(11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (12) 令和3年9月22日より、入札及び契約手続きにおける押印等の見直しを行い、事業者が提出する書類の一部について、押印の省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の指名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについてを参照）にて確認すること。

以 上

参加表明書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 村上 卓也 殿

(提出者)

住 所

商号または名称

代表者氏名

印 ※1

連絡先 部署

担当者名

電話/ファクシミリ

※1 本件責任者 (部署名・氏名) :

担 当 者 (部署名・氏名) :

※2 連絡先 (電話番号) 1 :

連絡先 (電話番号) 2 :

令和3年12月9日付けで手続開始の掲示のありました「令和3年度首都圏郊外エリア土地区画整理事業に係る街区確定測量等業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況(申請日時点):以下、該当箇所の口をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 工種等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載

- ・建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況

提出者：_____

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門

・営業拠点等の所在地

提出者：_____

住所	
電話番号	
FAX	
会社名	
役職名 代表者氏名	
常駐する技術者の数 及び有資格者数 (専門分野別)	

・企業の平成23年度以降に完了した【A業務】又は【B業務】の業務実績

提出者：_____

業務分類	
業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注1：業務分類には、掲示文兼入札説明書「4 指名されるために必要な要件（1）①～」に記述のある【A業務】、【B業務】のいずれかを記載する。

注2：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。

・配置予定現場代理人の経歴等

提出者：_____

① 氏名			
② 所属・役職 (入社年月日： 年 月 日)			
③ 保有資格 ・測量士 (登録番号： 取得年月日：) ・土地区画整理士 (登録番号： 取得年月日：) ・			
④ A業務又はB業務の業務経歴 (平成23年度以降、最大2件)			
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
業務分類	業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間

注1：業務分類には、揭示文兼入札説明書「4 指名されるために必要な要件（1）①へ」に記述のあるA業務、B業務のいずれかを記載すること。

注2：記入に際しては本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。（記載した業務内容および予定現場代理人が本様式に記載の業務に従事した旨確認可能なものを添付すること。）なお、添付資料は、揭示文兼入札説明書4（1）①へに該当する業務実績の内容が確認できるものを添付すること。

注3：配置予定現場代理人が参加希望者と雇用関係がある旨証する書類の写しを添付すること。

・配置予定現場代理人の平成23年度以降に経験した【A業務】又は【B業務】の実績

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
技術的特徴	

注1：業務分類には、掲示文兼入札説明書「4指名されるために必要な要件（1）①へ」に記述のあるA業務、B業務のいずれかを記載する。

注2：〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注3：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。

業務実施体制

業務実施体制	
--------	--

注：記入に際しては本様式2枚までとする。

業務実施体制

下請等の予定	(委任又は請け負わせる者)
	(委任又は請け負わせる内容)
技術協力の 予定	(協力先)
	(協力を求める内容)

注:技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

・保有する技術職員の状況

専門分野	技術職員数	うち有資格者集

注：「うち有資格者数」の欄には専門分野ごと該当する資格の名称（例：測量士、土地区画整理士、土地家屋調査士、建築士など）及び各資格ごとの人数を記載する。補償業務管理士を記載する場合は登録部門別に記載する。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 村上 卓也 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者名) _____ 印

機密保持に関する確認書

当社は、「令和3年度首都圏郊外エリア土地区画整理事業に係る街区確定測量等業務」への参加検討のため、貴機構より開示される詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、貴機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料、その他（以下「機密情報」といいます。）について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は機密情報を本件参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として扱い、本確認書に定める機密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合についてはこの限りではありません。
 - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により機密情報の開示を請求された場合
 - ロ 本件参加検討のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件参加検討に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の機密保持義務を課した上で機密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については本確認書に定める機密情報に該当しないものとします。
 - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
 - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
 - ハ 貴機構に対して機密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件参加検討が終了した場合又は本件参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) _____ fax) _____

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類の写しを添付すること。